様式第２号（第7条関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

八頭町長

　　年度八頭町路線維持費（補てん分）補助金交付決定及び額の確定通知書

年　　月　　日付　　第　　号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった　　年度路線維持費（補てん分）補助金については、八頭町補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定により下記のとおり交付することを決定し、併せてその額を確定したので、規則第８条第１項及び第19条の規定により通知します。

記

１　補助事業

補助金の交付の対象となる乗合バス事業の運行系統は、　　年　　月　　日付　　　第　　号で申請のあった運行系統のうち申請番号第　号から第　　号までのものとし、その内容は、申請書に記載されたとおりとする。

２　交付決定額等

補助金の補助対象となる運行系統数及び交付決定額は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 運行系統数 | 交付決定額 |
|  | 円 |

なお、補助金の確定額は、交付決定額のとおりとする。

３　補助規程の遵守等

補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

(１)　補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び八頭町バス運行対策費補助金交付要綱の規定に従わなければならない。

(２)　生活交通路線の取消し等があった場合において町長が指示したときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納すること。